



平成29年3月度地域別部会(3/21関東・3/23関西)

アジア戦略PJの活動紹介 【東南アジア・インド編】



2016年度

ミャンマー・タイ訪問代表団、インドネシア訪問代表団、インド訪問代表団報告



JIPAアジア戦略プロジェクト活動

PJの活動目的

- 2007年発足（アジアPJと模倣品対策PJを統合）
- 模倣品、海賊版対策により、知的財産権の保護を促進
- アジア諸国の制度改正等に対して、日本側ユーザを代表して意見発信し、利用しやすい制度の実現を図る

PJ構成(メンバー)

PJリーダー:小藺江(バンダイ)

担当理事:別宮(日産)、熊谷(東芝)

(模倣品対策WG)

猪之詰 (本田技研工業) ※
 松木 (三菱レイヨン)
 藤田 (東芝)
 都祭 (大王製紙)
 丸山 (リコー)
 石川 (YKK)
 杉崎 (武田薬品工業)

(東アジアWG)

吉原 (東芝IPRソリューション) ※
 岡本 (新日鉄住金ソリューションズ)
 山本 (キヤノン)
 柳澤 (田辺三菱製薬)
 佐藤 (富士写真フィルム)
 張 (花王)
 森岡 (フジクラ)
 馬立 (本田技研工業)
 林 (本田技研工業)
 小林 (シチズンビジネスエキスパート)

(東南アジア・インドWG)

大久保 (ヨネックス) ※
 松井 (キヤノン)
 菊地 (サッポロホールディングス)
 宇野 (GSユアサ)
 寒江 (TANAKAホールディングス)
 今村 (本田技研工業)
 宮佐 (キヤノン)
 牧野内 (トヨタテクニカルディベロップメント)
 猪田 (日本電気)
 吉田 (パナソニック)
 山崎 (本田技研工業)
 中尾 (ダイキン工業)
 寺内 (アステラス製薬)

 ※:WGリーダー

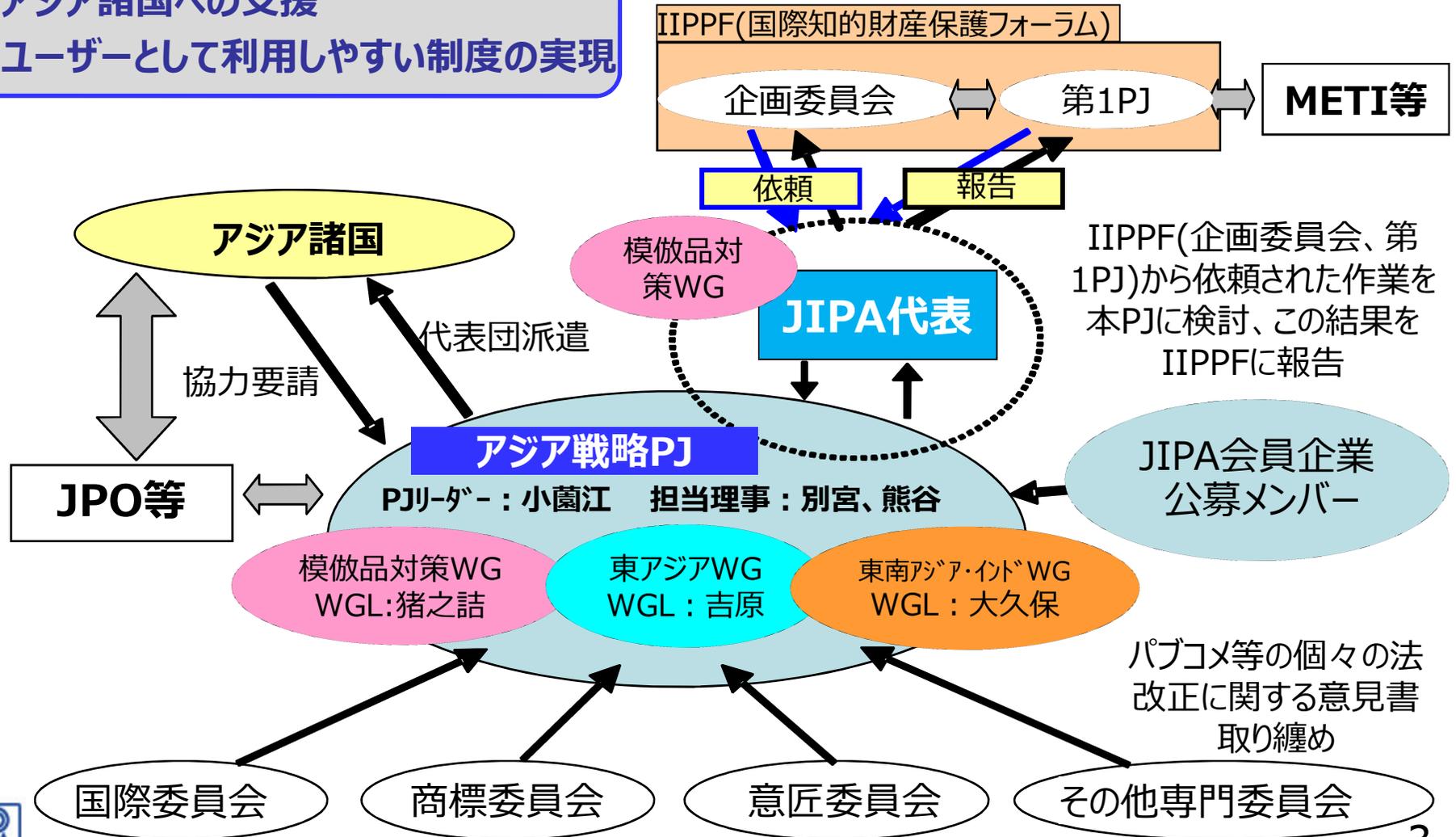


活動体制と政府・他団体との連携について

アジア戦略PJ

- ① アジア諸国への支援
- ② ユーザーとして利用しやすい制度の実現

模倣品対策・海賊版対策(IIPPFとの連携)





これまでの調査団・訪問団派遣概要



- 2004年にアジア戦略 P J 東南アジア・インドWG発足、2013年再開し制度改善等の要請を強化
- 各専門委員会や当PJの調査結果に基づき、具体的・継続的に要請
- ASEAN知的財産制度の可能な限りの統一実現と、ユーザー視点からのインド知財制度の充実を目指しており、毎年、会員のニーズや各国知財動向に基づいて活動対象国を選定。
- 選定した対象国については、JPO等の政府機関やIIPPF等の知財関連組織との連携を一層強化し、JIPA要望が効果的かつ効率的に対象国へ浸透させるべく働き掛ける。
- 日本企業のためだけの保護確立を目的とするのではなく、対象国民のための保護を目指す。

	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17
タイ	★		★		★			★	★					★			★	
シンガポール	★		★			★			★					★				
フィリピン					★											★		
ベトナム			★				★	★								★		
マレーシア	★		★		★		★	★								★		
インドネシア		★						★			★					★		★
ミャンマー														★			★	
カンボジア																		
ブルネイ																		
ラオス																		
インド						★		★	★					★	★	★	★	★

★：訪問団4





東南アジアWGの活動



■ 目指すべき姿

Step 3	ASEAN知的財産制度の可能な限りの統一実現
Step 2	相互利用システム拡大(ASPEC PPH)
Step 1	各国における知財制度の改善

PCT (特許)	10
マドリッドプロトコル (商標)	10
ハーグ協定 ジュネーブ改正協定 (意匠)	7

■ ASEAN各国 条約加盟状況 (ASEAN知財行動計画により推進中)

	フィリピン	ベトナム	タイ	マレーシア	シンガポール	インドネシア	ブルネイ	ミャンマー	ラオス	カンボジア
PCT	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×
マドプロ	○	○	×	×	○	×	×	×	○	○
ハーグ協定	×	×	×	×	○	×	○ (13/12~)	×	×	×
PPH 日本との	○ (12/3~)	○ (16/4~)	○ (14/1~)	○ (14/10~)	○ (09/7~)	○ (13/6~)	×	×	×	×
管轄ISA A※	○ (02/1~)	○ (12/7~)	○ (10/4~)	○ (13/4~)	○ (12/12~)	○ (13/6~)	×	×	×	×
ASPEC C	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○

※アセアン各国等を受理官庁として出願されたPCT国際出願につき、出願人の希望により日本国特許庁が国際調査報告・国際予備審査報告を作成・提供できる国



2 国間連携強化による改善要請(JIPA会員企業のニーズ)



A S E A N 知的財産制度行動計画に合わせて、以下の内容を戦略的に要請

分野	課題
商標	■ マドリッドプロトコル加盟促進
	■ 外国のみ著名商標保護
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部分意匠制度導入を後押し必要 ■ 部分意匠制度の運用の確立が必須 ※ A W G I P C Work Programmeの目標 ・ハーグ協定加盟（部分意匠制度導入含む）
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 秘密意匠制度の導入 ■ 権利期間15年以下
特許	<ul style="list-style-type: none"> ■ P P H、A S P E Cの利用促進による実質的な統一特許の実現 ■ 利用率低く、運用手続きも不明確 ※ A W G I P C Work Programmeの目標 ・ASPECを利用した特許出願が少なくとも全体の5%はあること（2015）
ライセンス	■ ライセンス登録制度廃止（タイ、ベトナム、インドネシア）
模倣品対策	■ 中国から流入する模倣品への対策
技術流出	



東南アジアWG 他機関との連携



- METI
模対室と模倣品対策を中心に連携
- IIPPF
2プロと連携、政府機関との意見交換の場を共有
- JPO
各国政府機関の訪日の際の対応（意見交換）
- JETRO
情報共有と、現地アポとりなどの協力依頼
- JICA
情報共有と、現地アポとりなどの協力依頼
今後は、JICA主催イベントへの講師としての参加等
- 税関
模倣品差止めに関する連携



2016~2018年度のアセアン中期計画



	2016	2017	2018
戦略性 向上	<ul style="list-style-type: none"> ・要望項目 & 要望国（会員アンケートに基づく）の検討 ・要望方法の見直し ・各国政府機関との連携 （研修なども含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年度要望の刈り取りと継続しての対応（Face to Face） ・アンケートに基づき、要望項目 & 要望国の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年度、2017年度の刈り取りと積み残しの国への要望（目標）WIN-WINの関係を目指した両方向の意見交換実現
他機関 との 連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・IIPPF、JICAとの連携開始 ・JPO、JETROとの継続的連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・IIPPFについては模倣品中心に適正化しながら継続展開 ・JPOについては招聘事業中心に連携 ・JICAについてはイベントへの参加やアポの依頼などで連携 ・JETROについては現地の最新情報取得やアポの依頼などで連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続展開



東南アジアWGGの2016年度の活動実績



- ・ミャンマー・タイ訪問代表団派遣(11/20～26)
- ・インドネシア訪問代表団派遣 (1/8～12)
- ・インド訪問代表団派遣 (2/5～9)

各国の特許庁、裁判所、税関、警察等を訪問し、JIPA要望を提出。



タイ・ミャンマー訪問メンバーとスケジュール

団長

熊谷 英夫 副理事長 東芝

副団長

大久保 淳 ヨネックス

団員

寒江 威元 TANAKAホールディングス
今村 貴博 本田技研
牧野内 玲子 トヨタテクニカル
中井 啓 ポリプラスチック(国際第4から)

事務局

堀 敏行 日本知的財産協会

ヤンゴン

11月21日 ミャンマー税関
ミャンマー教育省

ネピドー

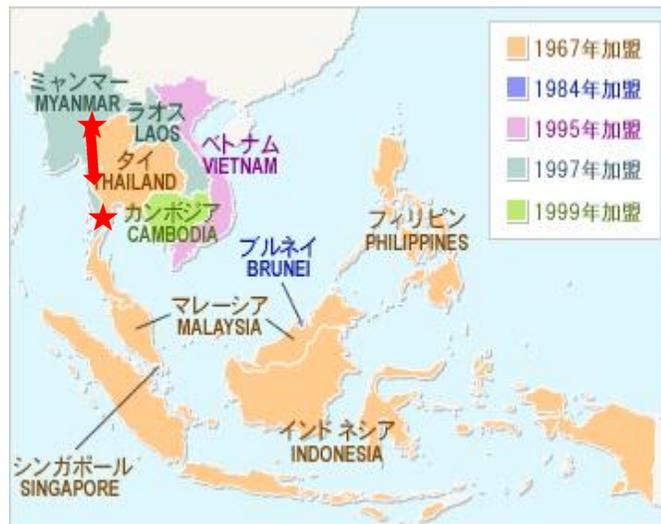
22日 (午後)ミャンマー警察

バンコク

23日 タイ経済警察、特別捜査機関

24日 タイ知財局(DIP)、タイ知的財産
及び国際取引中央裁判所
(CIPITC)

25日 タイ税関、ジェトロバンコク





ミャンマーの概要

ミャンマー連邦共和国



1. 面積 68万平方km(日本の1.8倍)
2. 人口 5,141千万人(平均年齢27.9歳、年々若年化)
2062年まで増加
3. 首都 ネーピードー
4. 民族 ビルマ族(70%)
5. 言語 ミャンマー語
6. 宗教 仏教(90%)
7. 所得 824USD/1人(アセアン最下位)

※通貨はチャット 1チャット0.083円くらい

親日国 法制度の基本は英国法、知財法を国会にあげている(2016年中に制定?)



出典:外務省 基礎データ

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/data.html>>



ミャンマー税関

①電子通関システムMACCSを使った模倣品差止め強化を要望

⇒権利者からブラックリストなどの情報を提供

②国境での模倣品差止め強化を要望

⇒国境に税関を増設予定

真贋判定セミナーの開催を希望

③中国国境へのMACCS導入

⇒少し時間はかかるがアクションプランには入っている

(今後の展開)

経産省、JETRO、JICAと連携し、セミナーなど行う。

国境税関に真贋可能のサンプルを提供し、展示してもらう





ミャンマー教育省

①知財4法の早期成立を要望

⇒新政権の説明を行っている段階。国会へ法案提出は、本年中ごろ。

意匠法、商標法の制定が優先される可能性あり。

②審査体制、英語での公開を要望

⇒審査部、審判部の2部構成、ミャンマー語と英語での公開を検討。

③WTO、TRIPSを考慮した法案を要望

⇒その方向で法案作成中。実務ワークフローはJICA支援のもと検討中。

PCTの条項も法案に盛り込んでいる。

④登録法で登録されている商標のスムーズな移行手続きを要望

⇒猶予期間を設ける。また、異議申立、審判制度なども予定。

⑤商標データベースを要望⇒作る計画あり。

⑥外国著名商標の保護を要望⇒現段階では国内のみの保護で考えていない。

(今後の展開)

ミャンマー教育省にJICA事業で出向している人間から、最新の情報を取得する





ミャンマー警察

①摘発実績の共有を要望

⇒2016年は商標案件で14件。

②監視強化、啓蒙活動等を要望

⇒真贋鑑定ができないので、真贋情報を提供してほしい。

模倣品卸売市場のあるラーショーでのセミナー開催が有効とのこと。

さらに市場管理者も同席させ、自主的なチェックも行わせると良いとのこと。

将来ミャンマー全土の警察署長がIPオフィサーになる予定。

(今後の展開)

経産省、JETRO、JICAが計画しているラーショーでのセミナーに参加する





タイの概要

タイ王国

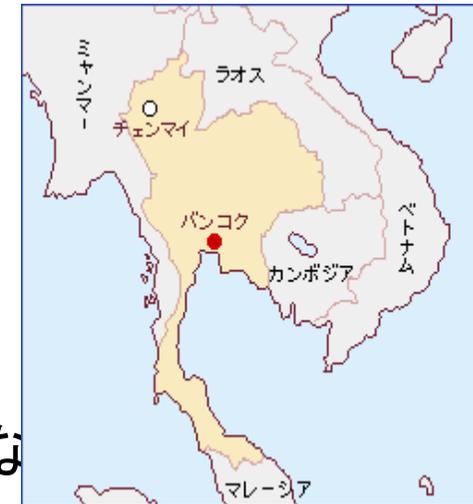


1. 面積 51万4000平方km(日本の1.4倍)
2. 人口 5,593千万人(平均年齢38歳)
3. 首都 バンコク
4. 民族 大多数がタイ族。その他華人、マレー族など
5. 言語 タイ語
6. 宗教 仏教(94%)、イスラム教(5%)
7. GDP 5,878USD/1人(アセアン4位)

※通貨はバーツ(1バーツ=3.2円くらい)

日本からの特許出願が一番多い。

バンコクは、東京都バンコク区と言われるほど日本人の進出が多い。



出典:外務省 基礎データ

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/data.html>>



タイ経済警察(ECD)、特別捜査機関(DSI)

①自主摘発の強化を要望

⇒プラユット首相下で知財強化のための特別委員会を設置。

その下位に不正商品関連の委員会を設置し強化していく。

インターネット上の侵害についても対策を強化する。

②押収品の警察での対応を要望

⇒警察の保管庫を利用して頂きたい。

③故意侵害に対する権利者証明の負担軽減を要望

⇒やはり権利者から通知が必要。

(その他)

DSI担当の500万バーツ基準はなく、経済システムや安全保障に影響あるかなどで判断

(今後の展開)

特別委員会については期待できるので、JETROなどを通じて協力を行う。





タイ知財局(DIP) ①

- ① 審査期間の短縮を要望
⇒審査官の増員を検討。特許19名、商標15名、意匠10名採用
修士は4年、博士は3年後から審査開始予定。
- ②特許データベースの拡充と英語検索を要望
⇒2015,2016年データベース拡充を予定。
英語検索は機械翻訳の問題があるので検討中
- ③特許審査請求期間を出願時から可能とすることを要望
⇒改正中の内容では、出願を3年以内に請求可能
- ④特許法改正の内容の開示を要望
⇒出願後1年半後の公開と登録前の2回の公開制度
新規性判断は世界公知
分割出願の導入
ご規定制の導入(但し、誤訳訂正は不可)
- ⑤意匠の存続期間延長を要望
⇒ハーグ条約に加盟することを前提に考えており、加盟後は15年にする。
- ⑥部品意匠・部分意匠の明文化
⇒部品意匠は保護できるが、部分意匠は保護できない。重要度は理解しており、
JTEROなどの協力を得て検討中。





タイ知財局(DIP) ②

⑦ 意匠の無効審判制度導入を要望

⇒異議申立は可能。無効審判の重要性も理解できたので、今後採用を検討する

⑧ マドリッドプロトコルの早期加盟を要望

⇒現在運用を検討中。できる限り早く加盟するように努力するが、来年度末になる見込み

⑨ 外国著名商標の保護を要望

⇒異議申立と審判請求が可能。WIPOの基準に基づいて著名性を判断している。



⑩ 不使用取消請求の立証責任を被請求側にするように要望

⇒現行法では、請求側にも被請求側にも立証責任がある。しかし、懸念は理解したので、次回改正で検討する。

(今後の展開)

- ・バグログの状況、審査スピード、データベースの英語検索などを今後もチェックし、改善がなければ継続して要求していく。
- ・改正特許法は国会を通る見込みだが、改正法に合わせた規則はまだない。規則が公開された後、内容を精査し、必要であれば要望を出す。
- ・ハーグ協定、マドプロ加盟についても、今後も要望を続ける。
- ・著名商標の保護や部分意匠については、具体例を出す等して再度要望する。18



タイ知的財産及び国際取引中央裁判所

①判例データの公表を要望

⇒一部タイ語で公開されている。

重要な案件、外国企業が関心ある事例を英訳で公開したい。

②民事訴訟の迅速化を要望

⇒迅速化には取り組んでおり、1.5年要していた証人喚問までの期間を1年以内に短縮

③仮命令、アントンピラー命令の活用を要望

⇒仮命令は法規則があり、重要性は理解している。認定条件が厳しいので、証拠をしっかりと揃えることが重要

④知財侵害の処罰を重くするように要望

⇒製品数、金額、社会全体への危険性を考慮して判断している。

自動車のブレーキ、医薬事案は厳罰に処した。

(今後の展開)

技術専門家を証人として参加させる日本のノウハウの共有化、日本の訴訟事例の英語での共有化などを検討





タイ税関

- ① 実績データの公表を要望
⇒プレゼン形式でデータ提示
取締り強化のため、thaiipr.comへの登録を依頼。
取締りの多い地域は、カンボジア、ラオスとの陸路の国境
- ② 税関職員だけが見れるデータベースの形態を要望
⇒システムのアップデートを検討
- ③ 国際郵便のチェック強化を要望
⇒タイでも差止め件数は増えている。X線検査、開封検査を行っている。
- ④ 啓蒙活動を要望
⇒掲示板や、メディア、タイ航空の機内CM、SNSなどで
行っている。
- ⑤ JIPAとの連携を要望
⇒MOUを結ぶことに賛同。JETROも合わせて3者間で
MOUを結ぶことを確認。
(今後の展開)
3社間でのMOUを6月頃を目途に結び、協力関係を確
固たるものにする。





インドネシア訪問メンバーとスケジュール

団 長

別宮 智徳 副理事長 日産自動車

副団長

宇野 元博 GSユアサ

団 員

菊地 康久 サッポロホールディングス

吉田 祐子 パナソニック

宮佐 英紀 キヤノン

ジャカルタ

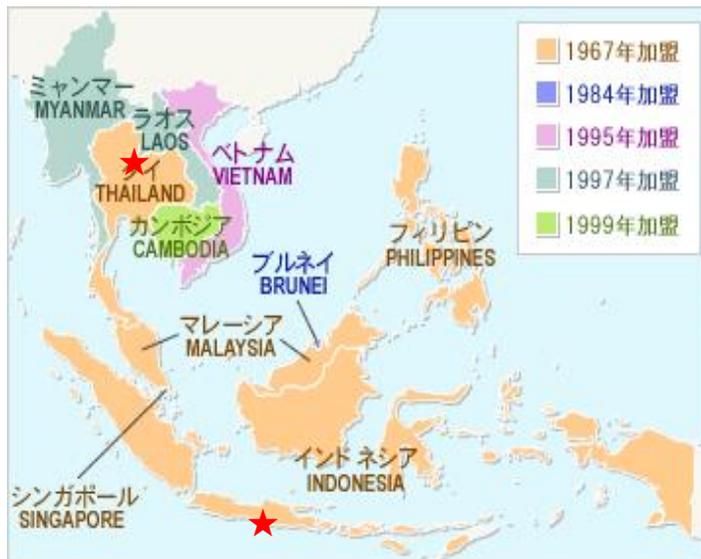
1月9日 インドネシア知財総局(DGIP)
(特許局、捜査紛争局他)
MIAP(Masyarakat

Indonesia

Anti Pemalsuan)

10日 インドネシア最高裁判所
インドネシア税関

11日 ジャカルタ警察
ジェトロジャカルタ





インドネシア概要

インドネシア共和国

1. 面積 191万平方km.(日本の約5.1倍)
 2. 人口 2.49億人
 3. 首都 ジャカルタ
 4. 民族 大半がマレー系
(ジャワ、スンダ等約300種族)
 5. 言語 インドネシア語
 6. 宗教 イスラム教 88.1%, キリスト教 9.3%
(プロテスタント 6.1%, カトリック 3.2%)、
ヒンズー教 1.8%等
 7. 所得 824USD/1人(アセアン最下位)
- ※通貨はルピア 1ルピア0.088円くらい



出典:外務省 基礎データ

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/data.html>>



インドネシア知財総局

①意匠法改正の内容とスケジュールの開示を要望

⇒2017年国会審議予定(遅れる可能性あり)

②審査基準の公開を要望

⇒代理人向けにセミナーを実施。

代理人で周知化されていないと考えており、一般への公開を希望。

③商標侵害の非親告罪化を要望

⇒知財権は私権の性格が強く、考えていない。

④遺伝資源と伝統的知識の出所表示義務化の軽減

⇒国内資源の保護を目的とする。出願後の表示追加につき、実施細則に入込んでいく





インドネシア知財総局（捜査紛争局）

①強制執行スキームの迅速化

⇒初期証拠の確認作業や検察移送前の調停にも時間を要する。

②摘発費用の明確化

⇒大統領令により、すべては明確化されている。

真贋判定セミナーの開催を希望

③体制の充実化

⇒24名の追加採用。30名体制となる。





インドネシア最高裁判所

①仮処分の活用の活発化

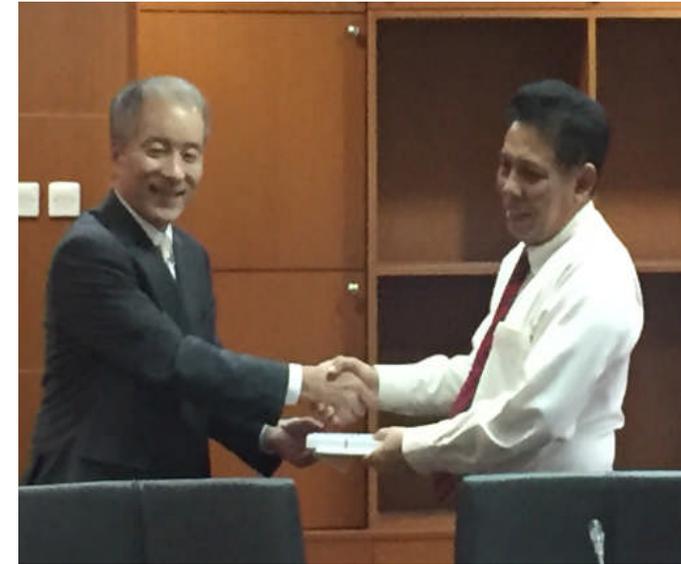
⇒プロモーションをしているが活用されない。もっと活用してほしいが、裁判所からいう立場ではない。

②裁判所の下級審拘束を要望

⇒おかしな判決ができることも理解している。裁判官のトレーニングを行いレベルアップを図っている。

③原本主義の改正

⇒提示のみで結構なので、原本を見せてほしい。提示時期は調整できるので、都度弁護士と相談してほしい。





インドネシア国家警察

①PPNS(捜査紛争局)との役割明確化

⇒PPNSは専門家証人や鑑定面で協力を依頼することがある。

警察はシンジケートの摘発やマネーロンダリング追及やアセット凍結も実施。

②市場摘発の迅速化と権利者負担の軽減

⇒警察から請求することはない。おおよそ2か月で摘発～検察送致が完了。

③Web上での模倣品取締りの強化

⇒たとえば再犯を繰り返す業者に対して、警察から警告することも可能。

Webオーナーについては情報通信省が管轄するので、サイトの閉鎖は当省が権限。





インドネシアMIAP

①組織と活動

⇒2004年から組織化。商標問題を中心に模倣対策活動を行う。現在12社で構成。

啓発活動や模倣品の金銭的被害に関する調査などを行ってきた。マイクロソフト、ネス

レ、ダン、シュナイダーなどが加盟。日系企業はなし。



②啓発活動

⇒副大統領府や大学と連携し、空港で模倣品の危険性を訴えるなど実施。

③法改正への関与

⇒非伝統的商標の法改正などで、政府と連携し、初期の段階から意見発信。

今回のJIPAからの訪問をきっかけに、情報共有しながら、活動を強化したい考え。





インドネシア税関

①実施細則の早期制定を要望

⇒日本側からの投資が促進されるかがカギとなる。

②差止データの公表を要望

⇒競争法の観点から細かいデータを公表できない。

③中国からの模倣品流入について対策を要望

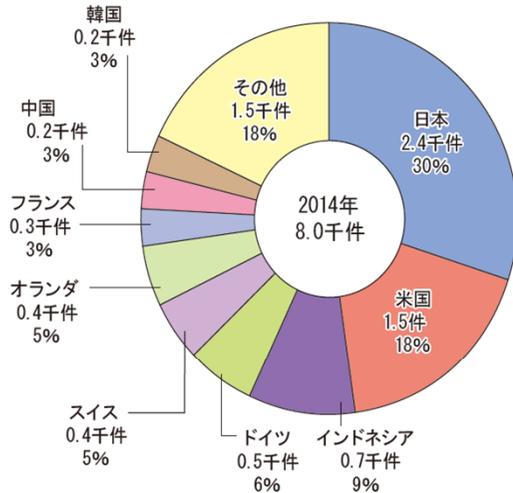
⇒重要性は認識している。



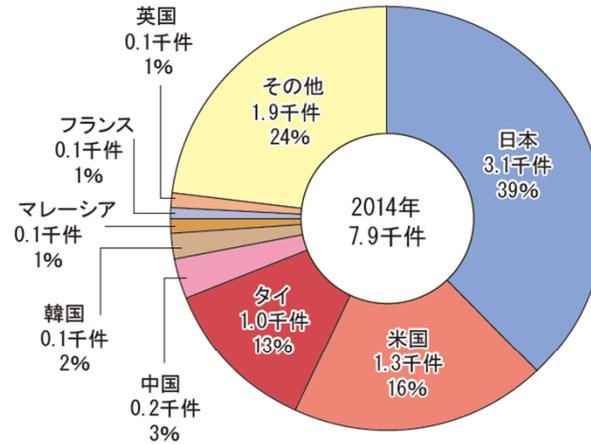


参考情報：ASEAN諸国の特許出願割合

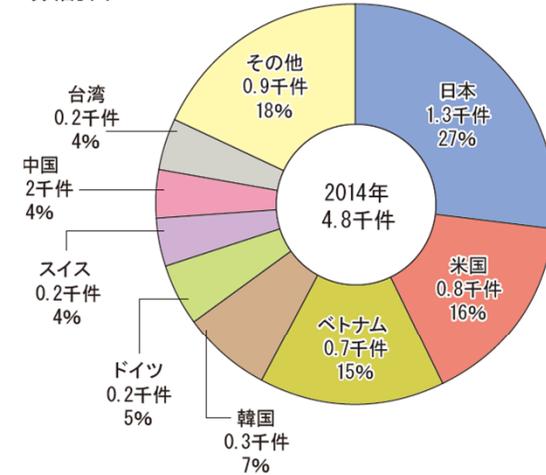
インドネシアにおける特許出願件数割合



タイにおける特許出願件数割合

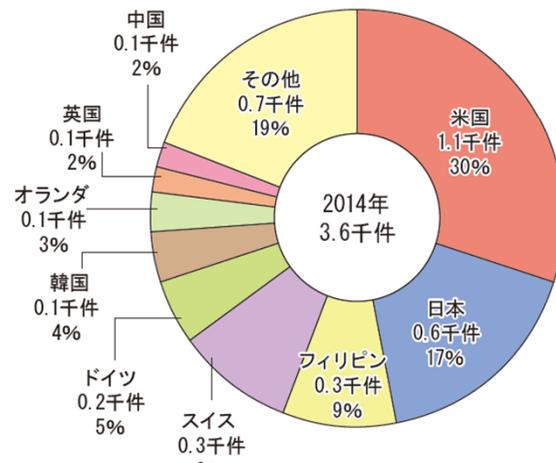


ベトナムにおける特許及び実用新案登録出願件数割合

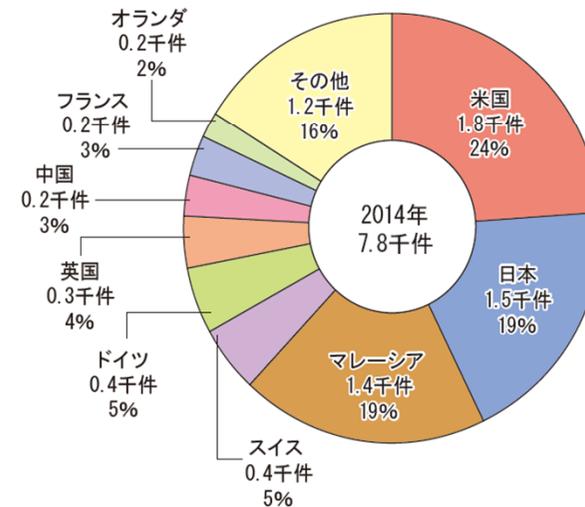


(資料)WIPO IP Statistics Data Centerを基に特許庁作成

フィリピンにおける特許出願件数割合



マレーシアにおける特許及び実用新案登録出願件数割合





参考情報：ASEAN諸国の概要

図表 1-1： ASEAN 諸国の地図（左）と概要（右）



	人口 万人	面積 1,000 km ²	名目GDP 億ドル	1人あたり所得 ドル
シンガポール	527	0.7	2,598	49,271
ブルネイ	43	6	164	38,534
マレーシア	2,855	331	2,879	10,085
タイ	6,408	513	3,457	5,395
インドネシア	24,103	1,911	8,465	3,512
フィリピン	9,586	300	2,248	2,345
ベトナム	8,932	349	1,227	1,374
ラオス	629	237	83	1,320
カンボジア	1,510	181	129	853
ミャンマー	6,242	677	514	824
合計（平均）	60,834	4,505	21,764	3,578
【参考】				
日本	12,790	378	58,665	45,870
中国	134,735	9,597	72,981	5,417
インド	120,692	3,287	18,268	1,514
EU（27カ国）	50,052	4,326	176,108	35,185
米国	31,195	9,629	150,757	48,328

注1：面積は2010年、その他は2011年

注2：本稿では「1人あたりGDP」を簡便的に「1人あたり所得」とする

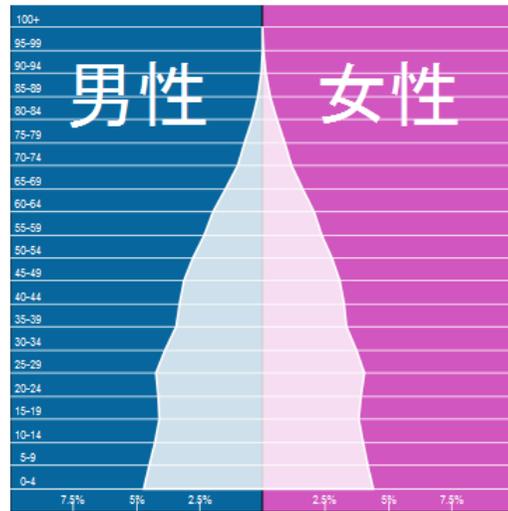
出所：白地図専門店、IMF、国連より大和総研作成



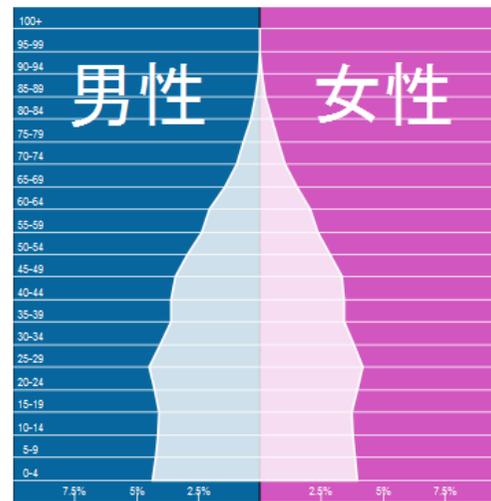


参考情報：人口分布(世界・アジア・日本)

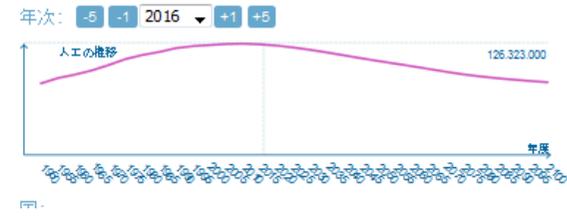
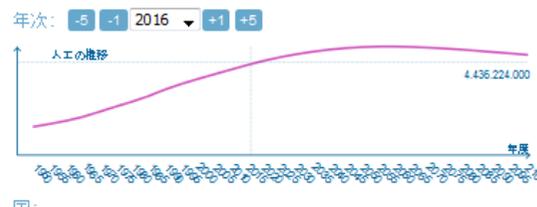
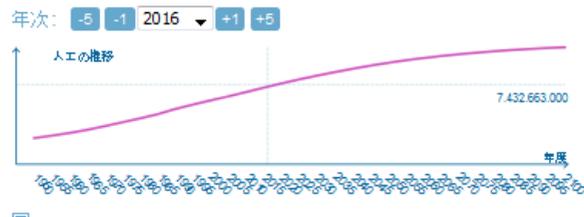
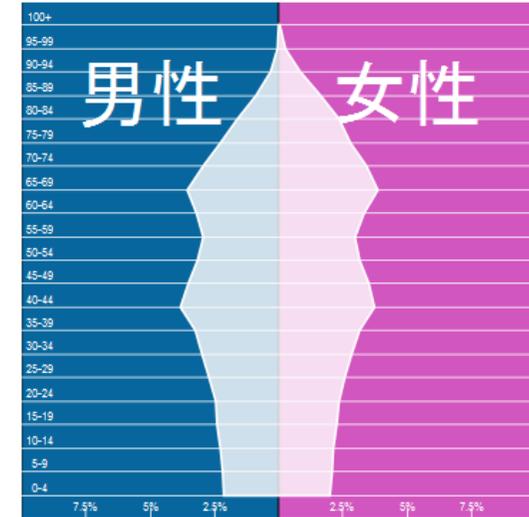
世界
2016 人口: 7.432.663.000



アジア
2016 人口: 4.436.224.000



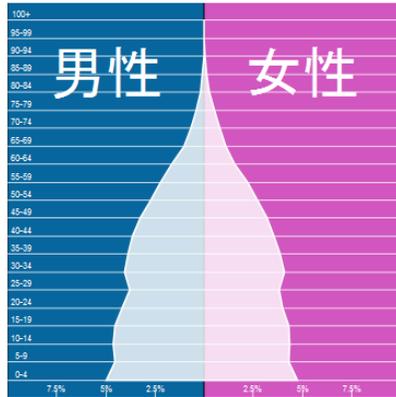
日本
2016 人口: 126.323.000



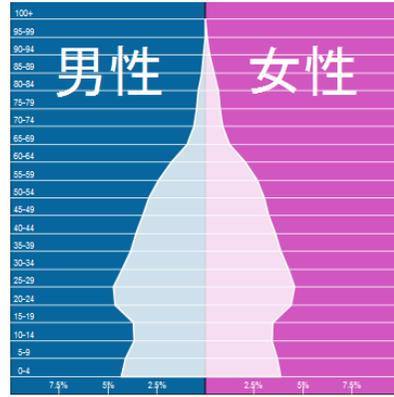


参考情報：人口分布(東南アジア諸国)

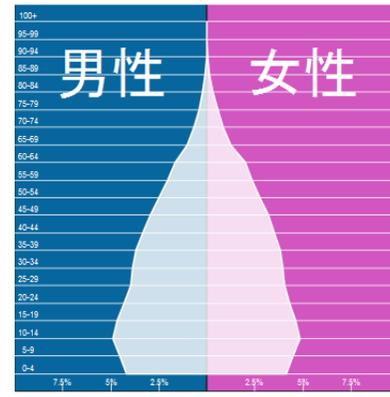
インドネシア
2016 人口: 260.581.000



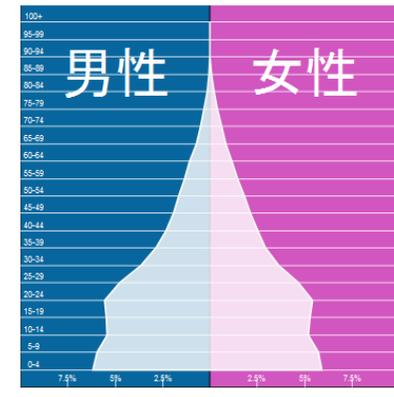
ベトナム
2016 人口: 94.444.000



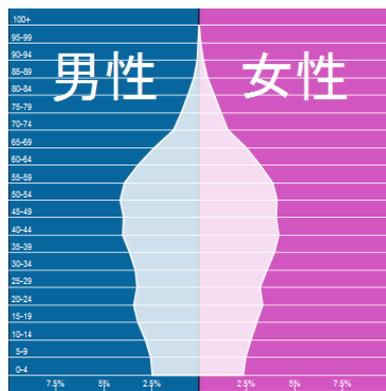
ミャンマー
2016 人口: 54.363.000



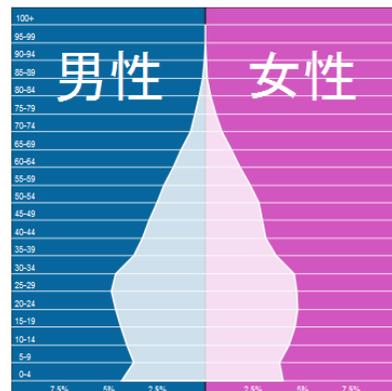
ラオス
2016 人口: 6.918.000



シンガポール
2016 人口: 5.696.000



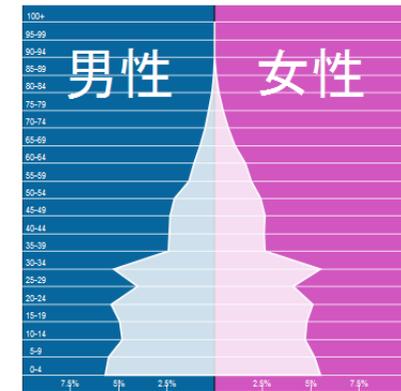
マレーシア
2016 人口: 30.751.000



タイ王国
2016 人口: 68.146.000



カンボジア
2016 人口: 15.827.000





インドの概要

◆ インド(India)

1. 面積 328万平方km
2. 人口 12億人
3. 首都 ニューデリー(New Delhi)
4. 民族 インド・アーリヤ族、ドラビダ族、モンゴロイド族等
5. 言語 連邦公用語はヒンディー語、他に憲法で公認されている州の言語が21
6. 宗教 ヒンドゥー教徒79.8%、イスラム教徒14.2%、キリスト教徒2.3%、シク教徒1.7%、仏教徒0.7%、ジャイナ教徒0.4%





訪問団メンバー

氏名	役割や派遣元委員会	所属
別宮 智徳	団長	日産自動車
松井 啓介	副団長	キヤノン
猪田 健一郎	特許担当	NEC
中尾義和	国際第4委員会	ダイキン工業
寺内輝和	医薬・バイオ委員会	アステラス製薬
大久保淳	商標・模倣品担当	ヨネックス
堀敏行	事務局	日本知的財産協会

※政府機関にはJETROデリー
菅原知財部長が同行



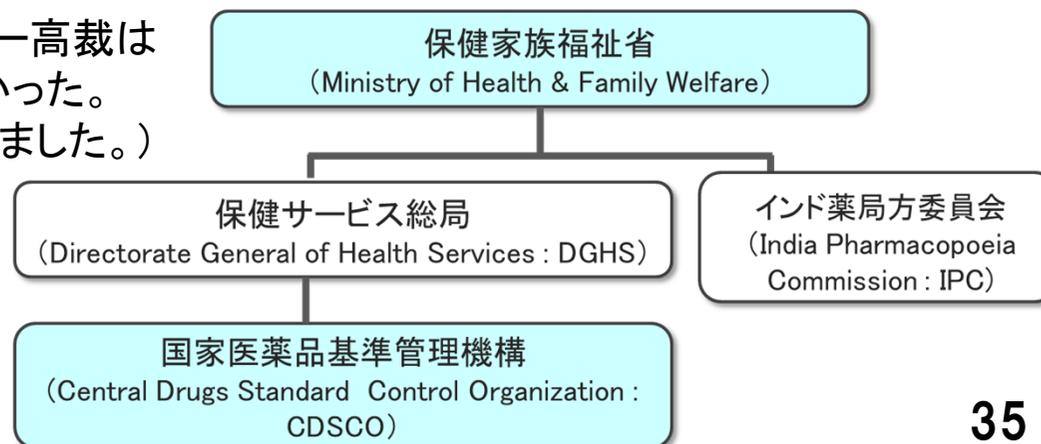
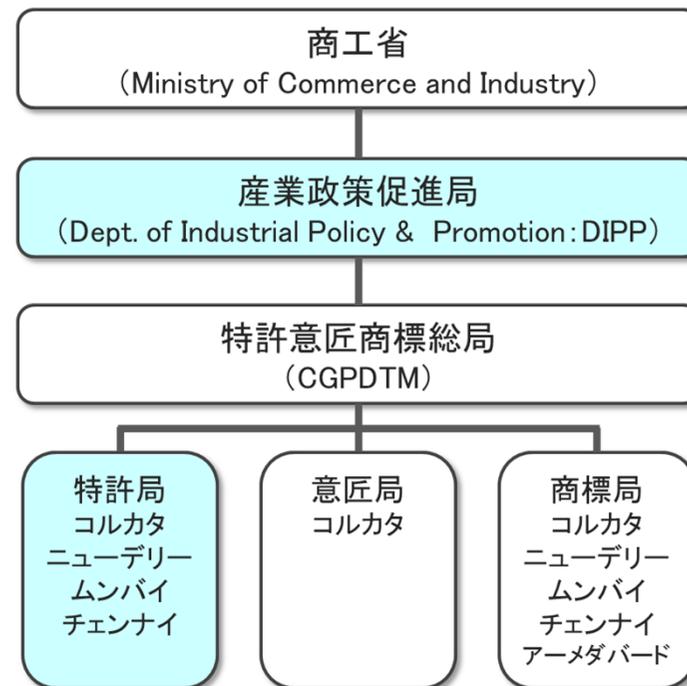
2017年2月DIPP前にて集合写真



2016年度 訪問地およびスケジュール

	2/6 (月)	2/7 (火)	2/8 (水)
都市	デリー		
午前	デリー 特許局	(保健・家族 福祉省)	IPG
午後	商工省 産業 促進局 (DIPP)	医薬品認可局 (CDSCO)	法律事務所
			(デリー高裁)

※2/7の保健家族福祉省と2/8のデリー高裁はスケジュール調整がつかず、面会できなかった。
(デリー高裁は訪印直前にキャンセルされました。)





特許局

◆ 面会相手

- Dr. K. S. KARDAM, SENIOR JOINT CONTROLLER of PATENT & DESIGNS
(他、6名)



- ◆ デリー特許局のトップKARDAM氏と商標、特許、意匠の担当官。 KARDAM氏
- ◆ 特許・意匠の審査期間は2018年3月までに18カ月まで短縮する目標であると紹介を受けた。





特許局:主な議論の内容 特許

◆【特許】情報開示義務低減について

<課題と要望内容>

特許法8条(1)(2)に基づく審査情報の開示について、出願人の負荷が大変大きいため、軽減を要望した。また、PCT経由の案件について情報開示義務を低減する検討の進捗を問い合わせた。

<得られた回答>

PCT経由の案件については、審査官がWIPOのデータを参照できるようにインド特許庁DBを改良し、今後、8条の負荷軽減に向けて詳細な検討をする予定とのこと。

<今後どうするか>

引き続き、OAにおける8条の運用状況をウォッチングする。



特許局:主な議論の内容 商標

◆【商標】審査報告書の運用、応答期限の明確化について

<課題と要望内容>

拒絶理由の通知方法や応答期限の起算日が不明で明確化を求めた。

<得られた回答>

現在はemail通知(レターへのリンク含む)が正式な通知方法である。email通知が定着するまでは、応答が無い場合に紙で再度通知することがあった。起算日はemail通知日である。



2017年2月カルダム氏と別宮常務理事



DIPP:主な議論の内容① 特許

◆【特許】早期審査について

<課題と要望内容>

早期審査の現在の要件について、実質日本のユーザーが利用できない要件になっているため要件緩和を要望した。

<得られた回答>

まだ策定して間もない制度であるため、DIPPとしても、もう少し制度定着も含めて様子を見たいとのこと。

そもそも、通常審査を18カ月にすることを目標としているため、そちらにも期待して欲しいとのこと。

<今後どうするか>

早期審査の要望よりも、通常審査の促進活動(2018/3までにFERを18カ月以内にする)を支援する方が建設的なので、そちらにシフトすることを検討する。



DIPP:主な議論の内容② 特許

◆【特許】実施報告書の廃止や軽減について

<課題と要望内容>

権利者の負担になっており、営業秘密を保護する観点で好ましくない実施報告書の廃止もしくは簡略化を要望した。

<得られた回答>

法改正を伴うので廃止で進めるのは無理。簡略化については検討する。実施報告書の中でJIPAが営業秘密だと考えるものについて、ぜひ根拠とグローバルスタンダードとを示して欲しい。

<今後どうするか>

実施報告書に含まれる情報のうち、各企業が営業秘密として考えられるものをアンケートで収集する。ライセンス登録制度等と言及する必要があるれば他の主要国の制度と比較する。



DIPP: 主な議論の内容③ 医薬品1/2

◆【特許】医薬品産業について

<日本製薬企業のインドへの投資状況の説明>

JIPA会員製薬企業による出願件数が減少傾向にあるデータを例示し、インドでの投資の伸び悩みは知財関連の問題に起因することを説明した。

<得られた回答>

インド政府は、多くの多国籍製薬会社にインドでR&Dや臨床試験をしてもらい発明を保護できる体制を作りたいが、その一方で、貧しい国民のための薬も必要であり、望ましい環境について日本の製薬企業にも考えてもらいたいとの要望があった。

更に、国連の発行したHLPレポートの中では、インドの知財制度が高く評価されている(エバーグリーン条項等)とのコメントがあり、インド政府の新たな主張を確認することができた。

<今後どうするか>

医薬系のR&D等のインドでの投資&進展状況をウォッチし、このような投資の促進には知財関連の諸問題の解決が必要であることを引き続きアピールしていく。特に、3(d)条項の削除が必須である点を引き続き強く打ちこむ必要がある。



DIPP: 主な議論の内容③ 医薬品2/2

◆ 【特許】強制実施権について

< 課題と要望内容 >

昨年に引き続き、医薬特許に対する無秩序な強制実施権の発動は、インドに対する投資意欲を減退させ結果として医薬品アクセスを阻害すると考え、当事者に公平かつ明確なガイドラインの導入を希望するとともに、強制実施権についての慎重な運用を要望した。

< 得られた回答 >

インドで強制実施権が発令されたのは一回だけであり、またインドだけが発動しているように認識されているが誤解であるとの回答があった。(ドイツで2016/09に仮処分があった)

< 今後どうするか >

強制実施権についてはDIPPも慎重に運用していることがわかれる回答を得た。今後も本運用が続くことをウォッチする。





CDSCO: 主な議論の内容①

◆【医薬関連】

<課題と要望内容>

CDSCOは初訪問であり、業務範囲及び保険家族福祉省との業務範囲の相違を確認した。

<得られた回答>

CDSCOは策定済の法制度に基づいて薬事承認を行う組織であり、法制度策定に関与していない。CDSCOは、医薬品・化粧品の安全性評価・薬効評価・品質評価・輸入・製造・販売・流通を管轄している。知財権が関与するポリシーはDIPPが、薬事行政のポリシーに関しては保健家族福祉省が権限を有するとの回答を得た。

<今後どうするか>

データ保護やパテントリンケージといったポリシーに関するmatterは、権限のあるDIPP／保健家族福祉省の両方に要望する必要がある。





C D S C O : 主な議論の内容②

◆【医薬関連】

<課題と要望内容>

インドにデータ保護が無い点の確認や、国外での承認に基づいてインドで originator(先発医薬品メーカー)の薬事承認前に第三者がインド国内の薬事承認を得てしまうという問題点を共有するとともに改善を要望した。

<得られた回答>

インドではデータ保護制度は存在しない、また、originatorのインド国内での承認後は後発品会社は簡易申請可能になるという点について、現行は承認4年後はBE試験結果の提出も必要なくなるが、近日中に4年後もBE試験結果が必要になるように改定されるとの情報を得た。また、外国での承認に基づいてインドでoriginatorの承認前に、originatorと全く関係がない第三者にP3試験のみで国内承認を与えるというプラクティスも行っており、public interestのある疾患であれば本試験も省略できるとの回答があった。また、現行の新薬の薬事承認のGuidanceはドラフトであり、近日中に新しいバージョンを出す予定であるとの情報を得られた。

<今後どうするか>

インド特有の薬事承認制度から生じている問題について、現在運用されているプラクティスについて信頼性の高い情報が得られたので、この情報に基づいてポリシー権限のある保健家族福祉省(及びDIPP)に改善要望を打ちこむ



IPG：主な議論の内容

◆ 協力体制の再確認

- JIPAの活動内容を紹介するとともに、インドIPGの活動状況を共有してもらった。また、今後、具体的にどのように連携できるかを話し合い、インド政府に要望や建議する前にお互いに情報交換を密にして連携することが確認された。





RNA 事務所：主な議論の内容

◆ 面会相手

- Mr. Ranjan Narula 所長
(他、4名)

◆ 商事裁判制度の実状について

＜得られた情報＞

商事裁判所・商事部については、設立後、評価指標が期待ほど上がらなかった。地裁や高裁の一部署としてではなく、別の機関として設立することが検討されている。ただ、略式判決については、以前よりスムーズになっている。(1、2か月で判決が出ることもある。)

また、設立後1年でデリー高裁の商事部が扱った件数は92件、そのうち80件がIPに関するものであるとの情報を得た。



Ranjan Narula氏



JIPAアジア戦略プロジェクトの活動を終えて所感

(今後、インド対応やインド訪問をされる方へ)

・インド人やインド知財関係者(セミナー)はあまり頼りにしてはダメ

⇒法制度や判例について**自分で**原文を確認したり当事者から直接ヒアリングしたりする事が非常に重要。その情報に基づいて、信用できる人かどうかを判断できる。日本企業と付き合いのある事務所がオススメ(RNA事務所にJIPA訪問団はとてもお世話になりました。)

・1回目と3回目のインド訪問については体(お腹)を壊さなかった。

⇒氷と生野菜は×、カレー○、ビールはとても美味しい◎

・ビザの取得方法がコロコロ変わるので、ルールの確認が必要

⇒2017/2月時点で、デリーの空港には日本人専用のアライバルビザ窓口が機能していました。日本でビザを取得するのであれば関西よりも関東で取得する方が、例年、スムーズです。



ご清聴有難うございました

ご質問・コメント等は、西尾事務局長にお願いいたします
E-mail: nishio@jipa.or.jp